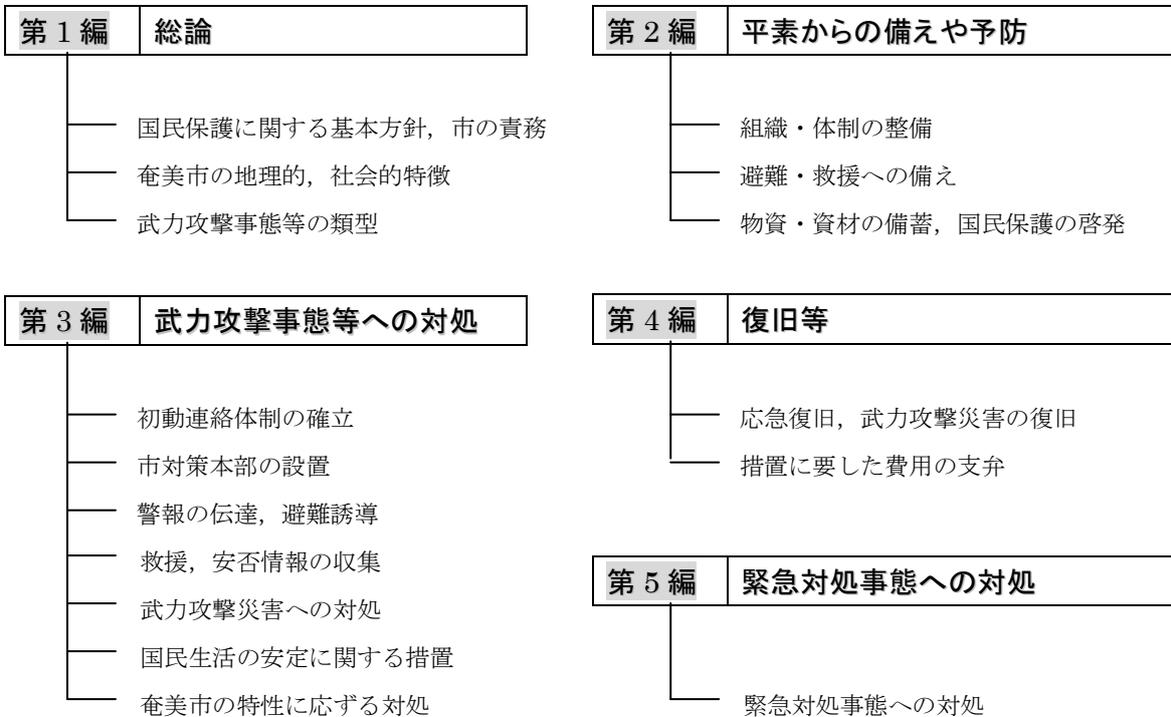


奄美市国民保護計画概要

奄美市総務課危機管理室

1 国民保護計画の概要



2 国民保護計画が対象とする事態

【1】武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態（下記に示す事態）又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

- (ア) 着上陸侵攻
- (イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (ウ) 弾道ミサイル攻撃
- (エ) 航空攻撃

【2】緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態（下記に示す事態）又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で，国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

- (ア) ダムの破壊
- (イ) 大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破
- (ウ) 航空機等による自爆テロ 等

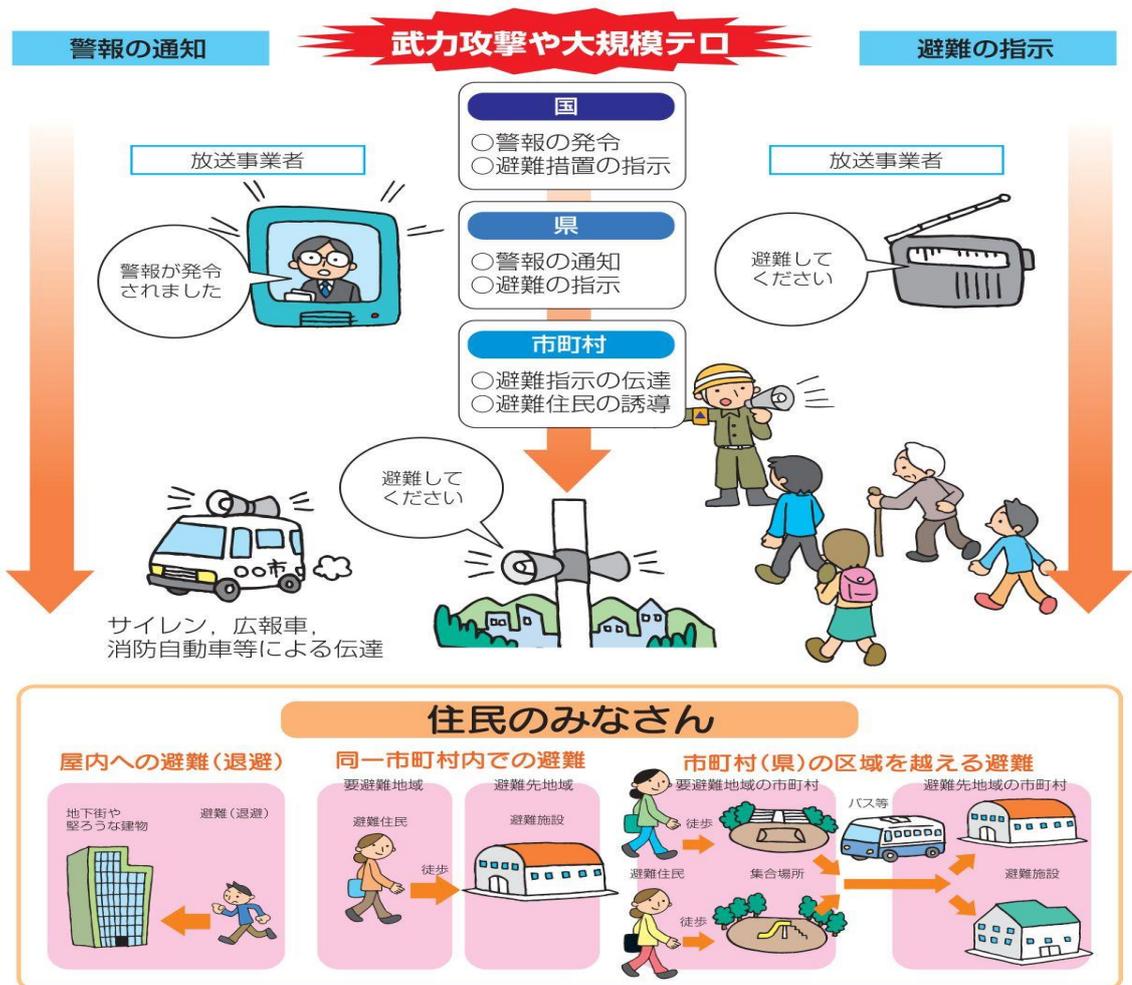
3 国民保護計画での市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、避難、救援、被害の最小化等の措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において消防、医療機関、電力会社等の関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

4 国民を保護するための措置(避難・救援・被害の最小化)

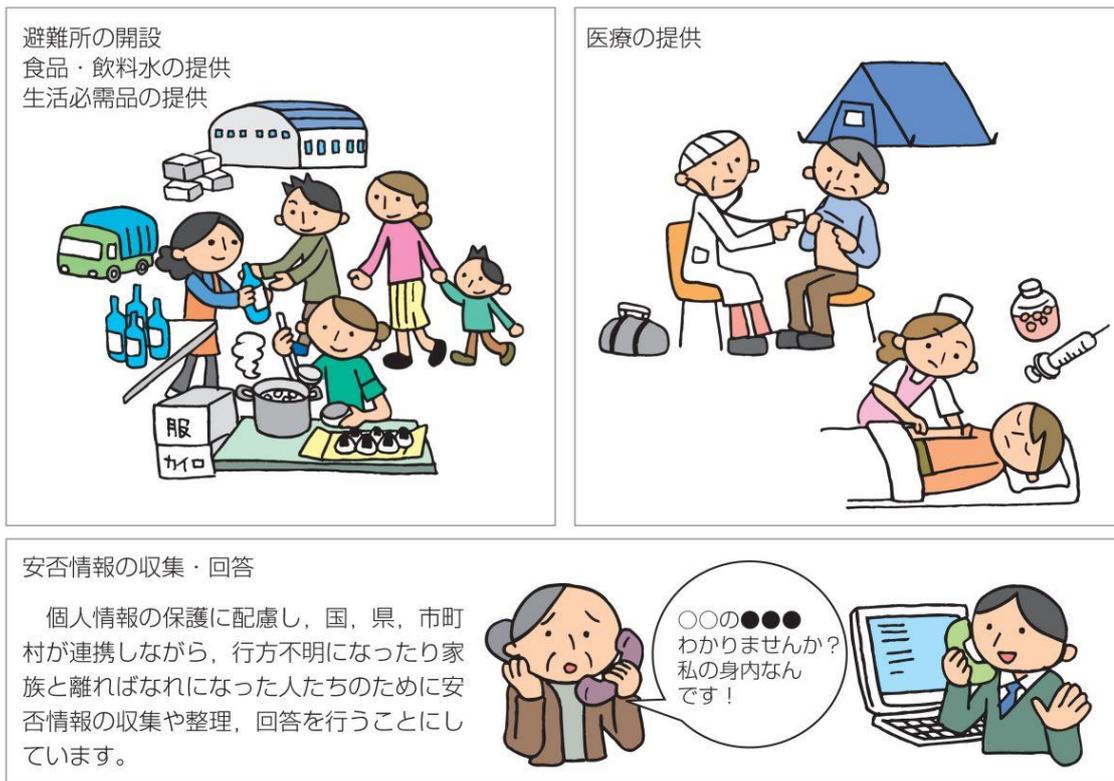
【1】避難

市は、県からの警報、避難の指示を受け、住民に警報を伝達します。また、避難が必要な場合は、住民へ避難の指示を伝達するとともに、避難の誘導を行います。



【2】救援

市は、県や関係機関と連携して、避難所の開設や食品・飲料水・生活必需品の提供、安否情報の収集などを行います。



【3】被害の最小化

市は、被害を最小化するため、県、消防、警察、海上保安部等関係機関と協力して、ダムなどの生活関連施設の警備強化、退避の指示や警戒区域の設定、消火、救急及び救助などの措置を行います。



5 住民の協力について

武力攻撃事態等においては、国、県、市町村などの関係機関が国民保護措置を行います。被害を最小にするために、住民の協力が必要となります。

国民保護計画では、以下の事項について住民の自発的な意思による協力を記載しています。



- ※ 住民の協力は自発的な意思にゆだねられており、強制することはありません。
- ※ 協力を要請する場合は、安全の確保に十分配慮しますが、要請に基づく協力により住民が被害を受けた場合は、その損害を補償します。

6 地域特性に対する対応

市の所在が離島にあるため、武力攻撃事態等において島外への住民の避難が必要な場合は、全住民の島外避難を視野に入れた避難措置を行います。

